

内部仕分け調書

総務部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価								
			職員	嘱託	臨時														
1	市功労者表彰経費	あり	0.2	0.0	0.0	市の公益事業に関して功労顕著な者を8月1日(市制施行日)に市功労者として表彰し、その功績を称える。 また、市政の発展に対する市民意識の向上を図る。	国や北海道においても同種の表彰制度があり、本市政の発展に貢献したものを表彰する唯一の制度である。	毎年、8月1日の市制施行日に功労者表彰式を開催し、表彰状および記念品を贈呈している。	市に対する功績が顕著な者を表彰することは、受賞者にとっての活動の励みとなり、また、広く市民に対して周知することにより、市民の市政に対する意識づけが図られている。	983	現行どおり								
2	市長賞表彰経費	あり	0.1	0.0	0.0	・公共団体等が主催または後援し、かつ市長に申請のあった行事で、当該主催団体が優秀と認めたもの ・市内の高等学校、大学、または高等専門学校を優秀な成績で卒業見込みの者で、当該学校長から市長に申請があったもの ・奉仕活動、学業・芸術・文化活動等の分野での功績が市民に明るさと希望を与えたものに市長賞を贈呈する。	本市における青少年の健全育成、芸術・文化・スポーツ等の振興に寄与するとともに、市内の高等教育機関に在籍する学生の学力向上を図り、また、市民の日常生活に活力を与えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の受付、該当者の選考</li> <li>賞品、記念品の発注・引き渡し・支払</li> <li>賞状の筆耕依頼</li> </ul> <b>【表彰の内容】</b> カップ、楯、トロフィー、賞状等	市民の芸術・文化・スポーツ活動等の活性化に繋がるとともに、市内の高等教育機関に在籍する学生の学習意欲の向上等が図られた。	350	見直し								
3	共通物品集中管理費	なし	0.0	0.0	0.0	全庁的に使用する封筒、罫紙、保存文書用表紙ラベル等の印刷にかかる経費である。	全庁的に使用する封筒、罫紙、保存文書用表紙ラベル等業務に必要不可欠な物品に係る経費である。	平成23年度実績 <table border="0"> <tr> <td>・封筒(角2)</td> <td>50,000枚</td> </tr> <tr> <td>・封筒(長3)</td> <td>150,000枚</td> </tr> <tr> <td>・保存文書用ラベル</td> <td>23,000枚</td> </tr> <tr> <td>・備品シール</td> <td>10,000枚</td> </tr> </table>	・封筒(角2)	50,000枚	・封筒(長3)	150,000枚	・保存文書用ラベル	23,000枚	・備品シール	10,000枚	大量の枚数を一括で購入することにより単価を安くすることができ、かつ、各部局ごとに物品を購入する手間が省けることから業務の効率化が図られている。	743	現行どおり
・封筒(角2)	50,000枚																		
・封筒(長3)	150,000枚																		
・保存文書用ラベル	23,000枚																		
・備品シール	10,000枚																		
4	北方領土復帰促進費	なし	0.0	0.0	0.0	北方領土の早期返還を目的とした各種啓発活動にかかる経費である。	各種啓発事業を執行するうえで必要な経費である。	平成23年度実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>無料電車「北方領土返還号」借上料</li> <li>(社)北方領土復帰期成同盟賛助会費</li> </ul>	事業を通じ、市民等へ北方領土の早期返還に向けての啓発が図られている。	72	見直し								
5	自主防災組織育成経費	あり	0.8	0.0	0.0	自主防災組織については、災害発生時はもちろん、日頃から地域住民が一緒になって、防災活動に取り組むための組織で、自主防災組織による地域レベルの活動は、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する避難誘導や応急救護活動などには欠かせないものであることから、地域住民による自主防災組織を育成・支援する。	大規模災害発生時には、消火・救助出場の多発などにより、防災関係機関の活動が直ちに対応できないことが考えられ、隣近所の方々が集まって互いに協力しあうことで大きな力となり、はるかに有効な活動になることから、地域住民による自主防災組織の育成・支援を進めることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の育成・支援に関する対応</li> <li>自主防災組織に対する防災資機材貸与品の購入費</li> <li>防災啓発用パンフレットの購入費</li> </ul>	自主防災組織による地域レベルの活動は、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する活動には欠かせないものであることから、地域住民による自主防災組織を育成・支援の推進に努めており、その結果、これまで本市で発生している災害では、市民が自主防災活動を実施することで、自らの生命、身体および財産を守ることに繋がっている。	2,038	現行どおり								
6	地域防災気象情報システム経費	なし	0.1	0.0	0.0	自然災害への対策を迅速かつ適確に行うため、インターネットの専用ホームページを総務部や4支所など防災関係部局で閲覧することで、雨量などの気象予測や状況を適確に把握することを目的とした情報提供システムである。	気象庁が発表する本市域全体の広範囲な気象情報だけでは、市域内の適確な情報を得ることが難しく、さらに詳細で、4支所などの地域特性が反映された信頼度の高い情報を得るために、気象専門団体が提供する、市域内の詳細な気象情報が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災気象情報システム経費に関する対応</li> <li>気象予測内容 基準地点:本庁、戸井、恵山、鍛法華、南茅部支所各管内 予測項目:天気(解説表示)、風向風速、地上気圧、雨量、気温、湿度</li> <li>実況データ内容 基準地点:市観測 4箇所、道観測 12箇所ほか 計21箇所 観測項目:雨量、風向風速、気温(観測施設による)</li> </ul>	市域内の地域特性が反映された詳細な気象情報を把握したうえで迅速な対応に努めており、その結果、これまで本市で発生している災害への対応については、市民の生命、身体および財産を守ることに繋がっているものと考ええる。	4,619	現行どおり								
7	火山対策経費	あり	0.1	0.0	0.0	駒ヶ岳火山噴火市町相互間地域防災計画の作成およびその実施の推進、駒ヶ岳噴火災害が発生した場合における、当該災害に関する情報収集をするため、森町、鹿部町、七飯町、函館市の1市3町で駒ヶ岳火山防災会議協議会を設置する。	災害対策基本法第17条により、駒ヶ岳火山防災会議協議会を設置し、市町相互間地域防災計画を作成しており、駒ヶ岳噴火災害が発生する場合には、当該計画に基づき、協議会設置市町や防災関係機関が連携し、市民の生命、身体および財産を災害から守る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山対策経費に関する対応</li> <li>駒ヶ岳火山防災会議協議会負担金 300,000円</li> <li>気象庁火山センターとの定期的なテレビ会議の実施(恵山を含む)</li> <li>ヘリコプターによる上空からの調査、調査登山</li> <li>住民啓発のための、講演会の実施やパンフレット配布</li> <li>学習登山や条件付登山の実施</li> <li>噴火時降灰訓練、職員向け研修会の実施</li> </ul>	駒ヶ岳火山防災会議協議会を設置することで、森町、鹿部町、七飯町、函館市の1市3町と、駒ヶ岳や恵山を管轄する防災関係機関が、災害時だけでなく通常時においても連携し、駒ヶ岳噴火災害が発生する場合に備え、地域防災計画の作成およびその実施の推進に努めており、その結果、市民の生命、身体および財産を守ることに繋がっているものと考ええる。	300	見直し								
8	核兵器廃絶平和都市推進経費	なし	0.0	0.0	0.0	昭和59年に行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨を市民に広く周知し、世界の恒久平和を実現するための事業である。	本市では宣言の趣旨を広く市民に周知するためにも必要な事業である。	核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を広く市民に周知するため、主に次代を担う子供たちを中心とした啓発事業を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平和大使の派遣(市内中学生6名を長崎市の平和祈念式典へ派遣)</li> <li>被爆体験者講演会(長崎・広島から被爆された講師の方を招へいし、市内の中学校で講演会を開催。24年度は市内4校を予定)</li> <li>全国非核宣言自治体協議会への参加・負担金の抛出</li> <li>庁舎1階ホールでの折鶴募集・原爆に関するパネル展の開催</li> <li>無料電車(平和号)の運行(1往復)を予定(24年度)</li> </ul>	若い世代を中心に、核兵器の恐ろしさや平和の大切さを啓発する事業を長年に渡り行ってきたことにより、本市が核兵器廃絶平和都市宣言のもと、恒久平和の実現を目指しているという趣旨が、市民にも広く浸透してきている。今後も引き続き啓発事業を展開していくことで周知していきたい。	1,500	見直し								

内部仕分け調書

総務部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
9	包括外部監査委託料	あり	0.6	0.0	0.0	監査委員による監査を補完し、外部の目から地方公共団体の事務をチェックすることにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実させるため。	中核市においては、地方自治法により包括外部監査人による財務に関する事務の執行等の監査の実施が義務付けられており、今後も必要な経費である。	包括外部監査の実施委託料 ・監査については、テーマを監査人が選定し実施する。	特に、資産関係や経営分析、また、企業会計などの専門分野において監査機能の一層の充実が図られている。	13,000	見直し
10	地方行財政調査会負担金	なし	0.0	0.0	0.0	(社)地方行財政調査会への調査依頼及び各種調査結果の収集のための経費である。	市単独では困難な全国的な調査・資料の収集を行うための経費として必要としている。	(社)地方行財政調査会への負担金であり、会員になることで無償で全国的な調査を依頼し、また資料の配付や各種調査結果が掲載されている会員サイトの閲覧が可能となる。	全国的な各種調査結果を収集することができる。	525	廃止検討
11	市例規システム運用経費	なし	1.5	0.0	0.0	例規整備等の法制事務の適正な執行を図る	(1) 法令の改正等に伴う市の例規の整備にあたり、迅速かつ的確に法令に関する情報を収集し、検証する必要がある。 (2) 市の例規集に登載されている条例、規則、訓令等をデータベース化し随時更新していくことは、法令等の改廃に伴う迅速かつ正確な条例等の改正を可能にし、ホームページへの公開等、市民や職員への迅速な情報提供を行うことが可能となる。	例規集データベースシステム運用更新業務委託料 ・例規集の電子化・データベース化(CD-ROM化) ・データベース化された判例集を市内LAN接続の端末で検索するシステムの提供を受ける。 ・法令の制定改廃の影響を受ける市の例規について情報提供を受ける。	・法令の制定改廃等に関する資料収集に要する時間および労力の軽減が図られている。 ・新たな法律制度等に対する迅速かつ的確な対応が行われている。	3,163	現行どおり
12	官報図書購入、その他諸経費	なし	1.0	0.0	0.0	例規整備等の法制事務の適正な執行を図る	(1) 法令の制定や改廃、判例等最新の情報を的確に収集・共有する (2) 例規整備等に際し法制事務支援図書を活用する	(1) 官報、加除式図書、各種書籍の購入 (2) 官報情報の利用について、契約業者から役務の提供を受ける。	・判例検索システムやインターネットでは閲覧できない、正確でより詳細な情報を各種書籍から収集することができている。 ・官報情報の正確で速やかな検索が可能となっている。	623	現行どおり
13	文書取扱所要経費	あり	1.5	0.0	0.0	文書の適切な保存、管理	函館市文書編集保存規則により、保存期間が10年以上の完結文書は文書法制課長の指定する場所に保存することとなり、その指定する場所(本庁舎5階電動書庫、旧函病跡地書庫)を適切に維持管理しなければならない。また、保存期間が満了したものは同規則により適切に廃棄しなければならない。	(1)本庁舎5階電動書庫、旧函病跡地書庫の維持管理 (2)文書廃棄	保存期間が10年以上の完結文書の保存場所となっている本庁舎5階電動書庫、旧函病跡地書庫について、業務委託等により適切に維持管理ができており、文書廃棄に関しては全庁一斉による効率的な作業により適切に行われていると考える。	2,149	現行どおり
14	庁舎案内及び管理業務	なし	0.2	0.0	0.0	庁舎案内・警備業務は、庁舎内の執務室の案内や不審者等の監視を行うことにより、来庁者の利便性や庁舎の安全を確保するための業務である。	来庁者の利便性を高めるために必要な業務である。	【巡視および管理業務】 ・市民ホール内等整理 ・各箇所ライト点灯(消灯)・電源ON(OFF) ・当直室関係業務 ・1階設置テレビ関係 ・ホール内巡視等 ・庁舎外周見廻り ・雪かき・氷割り 【案内および巡視等共通業務】 ・忘れ物・落とし物管理 ・1階設置のゼロックス・FAX関係など	平成17年度から正面玄関前に「インフォメーションデスク」を設置し、執務室の案内だけではなく、会議・イベント情報の提供や市全体業務の案内、交通機関の案内などの業務も行い、来庁者の利便性の向上が図られている。	6,621	見直し
15	診療所用医薬材料購入費	あり	0.0	0.3	0.0	職員の健康管理を行うため診療所を開設し、産業医の指示に基づき、体調不良の職員(市民)に対し、症状の悪化を防ぎ長期化を防止するために必要な医薬材料を常備し提供している。	勤務時間中の体調不良により受診が困難な場合の投薬や、怪我等の応急処置を行うことは職員の健康管理上有効であることから、継続的な常備は必要である。	・一般用医薬品(内服薬・外用薬)を定期的に購入常備し、必要に応じ提供する。 ・血圧計等の医療機器の設置や故障時の修理、点検に係る経常的経費。	・体調不良や怪我等に早めに対処することで、長期化や悪化防止に繋がりが今後も必要な経費と考える。	117	見直し
16	メンタルヘルス対策関係経費	あり	0.5	0.6	0.0	心の健康問題を抱える職員が増加していることに鑑み、市として厚生労働省の指針に基づき「職員の心の健康の保持増進等に関する指針」および「函館市職員 ころの健康づくり計画」を策定し、職員がその能力を十分に発揮出来ることを目的にメンタルヘルス対策に取り組んでいる。	心の健康の保持増進とメンタル不全による休職者の減少を図るため、指針に基づき「事業者が推進する4つのケア」を推進する必要がある。	1. 1次予防(健康増進・発生予防)、2次予防(早期発見・早期対応) ・個人ストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する普及啓発(研修・小冊子の配付等) ・管理職研修、新任課長研修・体験カウンセリング等 ・産業医・保健師による面談・健康相談 ・ころの健康相談(カウンセリング)、個人ストレスチェック組織分析 2. 3次予防(復帰支援・再発防止)【健康判定審査会の開催】 ・病気療養休暇・休職者の職場復帰支援	平成18年度のメンタルヘルス対策事業開始後、メンタル不調者の早期発見や休業職員に対する職場復帰に重点を置き事業を展開し、その結果、平成19年度をピークに休職者が減少傾向にあることから一定の成果があるものとする。	3,728	見直し

内部仕分け調書

総務部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	電算処理要員等養成費	なし	0.0	0.0	0.0	情報システム課の職員として必要な講習に参加し、研鑽を積むことで、能力向上を図り、当市の情報化を推進する。	高度情報化社会が急速に進展する中で、職員の能力向上は緊急かつ不可欠である。	主にLASDEC((財)地方自治情報センター)主催のセミナー、または民間事業者主催の講習を受講しており、そのための旅費および負担金である。 また、課内で使用するパソコンのリース料およびコピー使用料を計上している。	情報システム課職員として必要な知識等を得ることができた。	1,077	見直し
18	地方自治情報センター負担金	なし	0.0	0.0	0.0	(財)地方自治情報センターは「地方公共団体におけるコンピュータの有効かつ適切な利用の促進を図るため、研究開発・相談助言・教育研修・普及広報等の事業を行い、地方行政の近代化に寄与する」ことを目的に設立された団体であり、加入することにより、さまざまなサービスを受けている。	脱退するとサービスを受けられなくなる。	(財)地方自治情報センターの会員となるための負担金である。 当市が加入することで受けているメリット ・全国町・字ファイル保守料が1/3になる。 ・会誌(毎月2種類)の送付および会員専用ホームページ、メーリングリスト等を通じ情報提供を受けている。 ・地方自治情報センター主催の講習会の受講料が無料になる。	(財)地方自治情報センターに加入することにより、さまざまなサービスを受けている。	360	現行どおり
19	市民経済計算推計経費	なし	0.5	0.0	0.0	国民経済計算体系の概念や仕組みを市域に援用し、市内における1年間の経済活動により生じた付加価値額を生産・分配の2面から把握し、経済規模、産業構造、所得水準を明らかにする。 また、推計データを地域経済の分析や行政施策などの策定資料として活用してもらうことを目的とする。	国・都道府県のみならず道内主要都市で推計され、同列的に本市の推計結果を公表することが庁内外から求められている。 地域の経済統計データとして、全産業にわたり金額ベースで表示された指標は他にはない。	道から提供される「市町村経済計算推計マニュアル」に基づき、国勢調査や事業所・企業統計調査等各種統計調査結果のほか、各種行政資料を用いて推計する。なお、最新の統計調査結果を反映させるため、過去に公表した分も再計算し、遡及改定している。 ・推計結果報告書作成(平成8年度分～遡及改定) ・ホームページ「函館市の統計」での情報提供	函館市内の経済活動・産業構造を明らかにする経済統計データを提供することができる。 また、国・道、道内主要都市との比較により、市の経済の動向を把握することができる。	35	現行どおり
20	「函館市統計書」発行費	なし	0.0	0.4	0.1	函館市の人口、経済、福祉など多くの分野にわたり、基本的な統計資料を収録し、市勢の現況と推移を明らかにするとともに統計の普及・啓発、データの利用促進を図ることを目的とする。	各種行政資料や学術研究また民間企業の経営などの参考資料として活用されている。 また、市民に対しては、函館市の現状を知ってもらう広報資料となる。	函館市の人口、経済、福祉、教育および財政など多くの分野にわたり、基本的な統計データを総合的かつ時系列的に収録した統計書の刊行 ・掲載内容検討 ・統計資料収集 ・原稿作成、印刷、製本(自前) ・ホームページ「函館市の統計」での情報提供	市関係部局(市議会議員、報道機関含む。)や公的機関のほか、一般(市民、企業、大学等)にも幅広く活用されている。	182	現行どおり
21	統計資料整備及び発行費	なし	0.3	0.3	0.0	統計情報を提供することによって、統計の普及・啓発、データの利用促進を図ることを目的とする。	主な統計調査結果の函館市分を利用しやすい形に作表し、各種施策の策定や地域経済分析、また、学術研究の資料として活用されている。 また、身近な統計データを提供することにより、市民の統計に対する関心や理解が深まる。	・主な統計調査結果書の刊行 ・過去の統計資料の整備(長期データの推移等) ・ポケット統計の刊行 ・函館市の人口集計 ・ホームページ「函館市の統計」での情報提供(上記データの掲載や直近の統計調査情報の掲載等)	統計に対する市民の関心が高まり、統計の普及・啓発に繋がっているものと考えられる。	65	現行どおり